

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本

防犯カメラシステム運用規則

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人管理規約（以下「管理規約」という。）第18条に基づき、次の通りワコーレ・ロイヤルガーデン北本防犯カメラシステム運用規則（以下「運用規則」という。）を定める。

（目的）

第 1 条 この運用規則は、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本（以下「本団地」という。）内の犯罪を抑止し、事件発生時の記録保存効果を持続させるため、また、不法・不適切なゴミ投棄の防止・改善等、本団地組合法人及び本団地の区分所有者・占有者の財産の維持保全に資することを目的として設置した防犯カメラシステム（以下「本システム」という。）の取り扱いに関し、本団地の居住者相互間のプライバシーに問題を生じさせることのないよう、適正且つ適法に本システムを運用することを目的とする。

（管理者）

第 2 条 本システムの管理者は、管理規約第38条及び第41条に定める理事長とする。
2 理事長に事故あるとき又は長期不在となるときには、管理規約第38条及び第42条に定める副理事長が管理者の地位を代理する。

（設置場所等）

第 3 条 本システムの設置場所は本団地内とし、設置した近傍の見やすい場所に本システムが稼働中であることを表示する。
2 本システムの具体的な設置場所及びその仕様又は数量等については、原則として管理規約第45条に定める団地総会又は第70条に定める棟総会で決定する。
3 本団地内において、防犯上必要不可欠な場合で臨時に本システムの設置又は変更等を行わなければならないときは、理事長は共用部分の形状又は効用の著しい変更を伴わない範囲内において理事会決議を経てその設置又は変更を行うことができる。
4 前項の場合は、設置又は変更を行う日より少なくとも1週間前に管理組合指定掲示板においてその理由と目的を事前告知しなければならない。

（閲覧）

第 4 条 本システムによる録画記録の閲覧は、システム調整及び事件発生に限るものとする。
2 前項の閲覧ができる者は、第5条の場合を除き管理者である理事長又は理事長が指名する理事会役員及び本団地の管理委託業者に勤務する特定の従業員のみとする。

3 本システムによる録画記録の閲覧は、必ず複数で行うものとする。

(司法警察職員への捜査協力)

第 5 条 犯罪捜査に資する事件解決等のため、刑事訴訟法第197条第2項の定めに基づき、所轄の司法警察職員より公式な書面をもって本システムによる録画記録の閲覧又は保存データの貸し出し等の要請があったときには、理事長は理事会の承認をもって当該司法警察職員に録画記録の閲覧又は保存データの貸し出しができるものとする。

2 前項にかかわらず、緊急を要する捜査上のやむを得ない事由等により、理事会の決議を得る時間的猶予がない場合には、理事長は司法警察職員に対して捜査上必要な資料を提供することができるものとする。ただし、この場合において、理事長は直近の理事会で経緯を報告し、承認を得なければならない。

(守秘義務)

第 6 条 本システムにより知り得た情報の全ては、個人情報保護に関する法律を含む法令に違反することなく、善良な管理者の注意義務をもって他に漏らしてはならない。又、理事会役員又は管理委託業者の従業員でなくなった後においても、同様とする。

(操作仕様書の保管)

第 7 条 本システムの操作仕様書は、理事会において厳重に保管する。

(規定外事項)

第 8 条 運用規則に定めのない事項については、理事会においてその運用方法等の内規を定め、本システムより得られた情報の厳重な管理に努めるものとする。

(運用規則の改廃)

第 9 条 運用規則の改定は、管理規約第45条第2項に定める団地総会において出席組合員の議決権の過半数で決するものとする。

2 団地総会の決議等において本団地内の本システムが全廃された場合は、運用規則も全廃と同時に廃止されるものとする。

(附 則)

第 1 条 この運用規則は、平成17年4月10日の平成16年度第13期第1回臨時総会において承認された時点より効力を発する。

2 この運用規則は、平成29年9月24日の平成28年度(第26回)定期総会において一部改正し、同日より施行した。

(1) 目的について、不法・不適切なゴミの投棄を防止・改善する点を追加
(第1条)